

ルターにおける職業観の問題

——序論的考察——

早乙女 禮子

キリスト教倫理における職業観の問題は、M・ウェバーが『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』(Die protestantische Ethik und der Geist des Kapitalismus)の中で「ルターの職業観」(Luthers Berufskonzeption)を取扱って以来大きな注目を浴びるようになったといわれている。

さて、その「vocatio」概念のその内容の豊富さとその働きはまさにルターによって方向づけられ、保持され、さらにカルヴァンによってかなり明確に定義づけられたと考えられる。従って古代や中世においては、「vocatio」概念は聖職者のみに妥当し、一般のキリスト者にはそれほど焦眉の問題となっていないかっただようと思われる。

とりわけ中世教会においては、聖職者の召命ならびに修道院制度の発達に伴い、「vocatio」に聖俗の区別が生じ、聖職者のみに召命の概念が用いられた。すなわち聖職者のみを聖とし世俗的職業に携わる者を俗とする、職業のヒエラルキア(位階制、敬階制度)にルターは反駁したのである。つまり彼は召命概念を世俗的職業にも適用し、聖俗の区別は廃棄されるべきこと、

ルターにおける職業観の問題

従ってすべてのキリスト者の召命は、キリストにおける神の召命(呼びかけ)により、キリスト者の神への信仰と服従において応答されうるということを強調したのである。

換言すれば、ルターは「vocatio」概念を彼の二統治論(霊的統治とこの世的統治) 律法観(律法と福音)から把握し、一般のキリスト者にも妥当する召命の再解釈、方向づけを行なったことにあるといってもよいだろう。

ここでは序論としてルターの「vocatio」概念と密接に関連していると思われる聖書(旧約聖書、新約聖書)、カトリシズム、ドイツ神秘主義、アウグスティヌス、カルヴァンにその端緒を求めて考察してみたいと思う。

一、聖書の場合

まずルターの活動した時代の状況は中世末期、形式的にはカトリシズムの影響下にあった。この時代的状況のもとで、ルターが聖書研究を中心としてオッカム主義、アウグスティヌスの影響を受け、ドイツ神秘主義思想に傾斜していったという事実は、彼の「vocatio」概念を考える場合決して見過ごすことにはできないだろう。

さて「vocatio」(kates)とは、原義は呼ぶこと、従って神の召命、罪ある人間が神の呼びかけによって救いを与えられることを意味し、選びと同意義に用いられることが多い。

(一)、旧約聖書の場合

ところで、旧約聖書では召命の典拠は申命記7章7節、イザヤ書四一章9節、エレミヤ書一章5節等に見られるが、とくにモーセを仲介としてのイスラエルの神の選び(とそれに対するイスラエルの責任)、預言者イザヤ、預言者エレミヤがその例である。

旧約聖書では神の召命または職業をあらわすことばの語根は **שָׁחַ (shachen)** (送る、遣わす) である。それは仕事、課業、使命、神の命令の成就の意ももつ。従って神から遣わされる、召される、選ばれる、の意でもある。それは行為(當為)、作用(働き)を示す側面と、その地位(身分)、存在(状態)を示す側面とがある。一方は召命的、預言者の場合、他方は地位的、祭司の場合である。祭司、預言者は共に神に選ばれ、召された者である。

聖職者と一般のキリスト者とは区別され、これを聖別という。この思想はヘブライズムにおいては厳しかったという。例えば場所については、俗界、聖地、聖都、聖殿、聖所、至聖所というように、人については民、選民、レビ人、アロン系祭司、大祭司というように序列的に明確に区別されていた。そこでは祭司職は世俗的職業とは区別され、最高の聖職とされ、一定の地位、身分をもつ階級に限られ、特権をもっていた。これに対して預言者は直接に神から選ばれ、召された者である。従って

かなる地位、いかなる職業にあつても差支えない。従つて旧約聖書においては神の選び神の召命については二つの側面がみられるということである。⁽³⁾

以上の記述から理解しようように、神の選び、神の召命について祭司的側面、すなわち地位的、序列的(段階的)側面は相対的にカトリシズムにおいて受容され、預言者的側面、すなわち個人的、召命的、行為的(當為的)、作用的(働き)側面は相対的にプロテスタンティズム(例えばルターの場合)において受容されたといえる。

とりわけ旧約の解釈における相異がルターをカトリシズムから離反せしめ、彼独自の信仰義認論を生みだす端緒となつた。

(二)、新約聖書の場合

新約聖書における神の選び、神の召命はイスラエル民族、ユダヤ人ではなく、神のイスラエル、すなわち教会(ガラテヤ六・16)、つまり神の選民である。それ故に異邦人も信仰によつて選ばれる。しかもイエス・キリストを通して選び、召し給う。キリストも神に救い主として選ばれ、罪ある人間すらも使徒(例えばパウロ)として選び、救い給う(ローマ一・1、同八・28)。

新約聖書では神の選び、神の召命は地位の上下、身分の貴賤に関わらず、ただ偏えに神への信仰と服従である。というのはイエスの福音は極めて内的な、靈的なものとしてもたらされたからである。ここでは世俗的職業は決して神の救いを妨げるも

のでないことを意味している。⁽⁴⁾

しかしそれとは逆の事例も見られる。例えばイエスは十二使徒を特に選び、網(漁師)を捨てさせた。ただしマタイは収税吏、ルカは医者、その他の弟子達は他の職業をもっていただろう。イエス御自身も大工であった。イエスの十二使徒に關しては祭司的聖別の意を想起させる。⁽⁵⁾

ユダヤ教の世界では世俗的職業は禁止されていなかったし、むしろラビとして活動したい者は手工職を修得していなければならなかった。しかしイエスに従って後の弟子たちの職業活動については(福音書に)何も記されていない。ただヨハネ伝二一章がキリスト受難の日(Karfreitag)が近づきつつある終末気分のみを説明している。反対に彼らの活動は天国の宣教、その「召命」(vocation)のしるしの中にある。宣教の際の衣食の取得は問題の対象外(マタイ一〇等)であり、間近い終末待望のもとでは職業の熱心とか職業のエトスはそれほど考えられていない。神の国と神の栄光への召命(Ⅰテサロニケ二・12)はあらゆる職業義務に対して無関心にさせた、とF・ラウは指摘している。⁽⁶⁾

旧約(ユダヤ人に与えられた救済の準備としての約束)と新約(イエス・キリストによって成就された救済の約束)の成就として神に救い主として選ばれ、召されたイエスは自らを告知者、預言者、大祭司、終末のしるしと理解したのである。神の

支配はイエスの働きと宣教において到来したのである。(ルカ一〇・18、同一・20、マルコ二・18以下)。イエスの神の選び、神の召命、終末思想は弟子たち各自の生き方への示唆にあったと思われる。

パウロは召命(職業)をどのように考えていたか。

彼のこの問いへの答えは第一コリント書七章20節に依存している。すなわち「各自は召されたままの状態(vocatus est)身分、地位、(召命)にとどまらなければならない」とする。⁽⁷⁾

このことは「各自は、主から賜わった分に応じ、また神に召されたままの状態にしたがって歩むべきである」(Ⅰコリント七・17)、従って奴隷も自由人も共に、主に召されたキリストの奴隷なのであるから、「各自は召されたままの状態で、神のみまえに在るべきである」というパウロの言葉から神の召命における労働という思想を導き出すことは困難である。

またパウロは「働こうとしない者は、食べることもしてはならない」(Ⅱテサロニケ三・10)を典拠にして、労働によって暮らしを立てることは基本的に必要なこととして、労働嫌悪を厳しく戒めている(Ⅱテサロニケ三・6)。パウロ自身は「自らの手で働いて」(エペソ四・28)生活すべきことを積極的に勧めた。彼自身も「天幕製造」を世俗的職業としたが、使徒たちには「福音によって」(Ⅰコリント九・14)生活することが最も望ましい。すなわち使徒は神殿奉仕に身を捧げ、祭壇を守るこ

とによって、つまり信者たちの寄進によって生活することは祭儀律法にも規定され、赦されていると述べている。⁽⁸⁾

パウロにとつてキリスト者たるものの行為の最高規範は神の栄光であった。神の栄光のため、人々に負担をかけまい、躓かせまいと、無報酬で人々に福音を宣教するため、奴隸の如く働いた(Ⅰコリント10・31、Ⅰテサロニケ2・9、Ⅰコリント9・19)。従つてパウロには世俗的職業、労働を神の選び、神の召命の事柄に属するといった方向づけ、解釈はなされてはいない。要するに、新約聖書においては、召命の典拠をなす神の選び、神の召命には二つの側面があること、すなわち一方では召命それ自身は内的(霊的)、個人的、行為的(業的)、作用的であるが、他方では外的(肉体的、身体的)、社会的、存在的地位、身分、状態というような思想も内包されていることが理解される。⁽⁹⁾

二、カトリシズムの場合

ルターはカトリシズムの強い影響下にあるといわれている。

それは、ルターの宗教改革が、カトリシズムの、真の意味の回復を希望したことに始まるといわれていることによる。従つてルターの *vocatio*、概念の根底には、カトリシズムの職分(職業) 観が内包されているというのはその意味である。

全体的にカトリシズムの職分観、とくにスコラの職分観は、聖書における祭司的方面、すなわち地位、身分、状態、つまり

外的、社会的、地位的職分(職業) 観を重視している。⁽¹⁰⁾

スコラ哲学者トマスの場合、職業の選択は神の選びと自然的原因(人の側の状態、地位、身分を示す)による。トマスは前者を主因とし、後者を従因とする。彼は宗教的職業と世俗的職業とを分ける。従つて神の選び、神の召命(*vocatio*)は聖職につくこと、祭司になることである。(世俗的職業は *officium munus, professio ars locus (opus)* などの言葉を用い、いずれも経済的的手工的、義務的または地位の意味を表わす。⁽¹¹⁾)

トマスの職分(職業) 観は、神の選び、神の召命に基づく神の愛(*caritas*)と正義(*iustitia*)の働きによって統一的に、地位的、静態的に解釈される。それに対してルターの召命(職業) 観は形式的にはトマスのように地位的、静態的ではあるが、信仰による神の愛と服従によつて弁証法的に解釈する。すなわち内的、霊的には魂の内奥から湧き上る力、動態的側面を内包するような考えがみられる。

トマスとルターの決定的相異は主として、自然的原因―従因(人の側の状態、地位、身分)の解釈にある。トマスにおける従因をルターの場合殆ど是認していない。従つてルターの召命(職業) 観は、その職業如何にあるのではなく、いかなる職業にあつても可能であるということである。むしろ彼の答えは信仰の場、神への服従の場、神への応答(責任)の場と考へていることにあるように思われる。

要約すれば、カトリシズムの職分(職業)観の特徴は職業の選択について、聖職、世俗的職業の如何を問わず、人の側の地位、身分等が重視されている。神の召命、神の選びに根拠づけられてはいるが、全く神の側の絶対的意志に基づくという、ルターの考えとは著しく異なっているということである。⁽¹³⁾

またカトリシズムでは職種がそのまま価値の上下となり、段階的に位置づけられ、ヒエラルキアの社会秩序を形成する結果になったのである。

三、ドイツ神秘主義の場合

カトリシズムの職分(職業)観が、旧約の祭司的、地位的側面を重視したのに対して、ドイツ神秘主義者の思想は預言者の側面、内的(霊的)召命(職業)観を強調したと考えられている。この思想とルターの思想とは相呼応するものがみられる。

例えば中世ドイツ神秘主義の代表的思想家M・エックハルト(ca.1260-1327/28)や、また彼の弟子であり、若きルターに大きな影響を及ぼしたと考えられるJ・タウラー(ca.1300)は魂における神との交わりということを強調する。⁽¹⁴⁾

エックハルトの神秘主義は彼以前の神秘思想が神に向かう長い上昇の道を強調したのに対し魂の根底に神の働きをとらえ神性と一つになること、すなわち魂における神の言の誕生を求めんことを意図しているという。⁽¹⁵⁾「労働は神礼拝である」、「人は

法悦に身を委ねるよりは、貧しき人(主)に奉仕した方がよい」等は彼のことばである。⁽¹⁶⁾

またタウラーの思想は、より実践的に考えられている。エックハルトと同様魂の根底における神の子(言)の誕生をモチーフとする神秘思想から神の意志と人間の意志とが同形となり、合致することを究極の目的とした。人間は本性上神の像(Imago Dei)に造られているので神は人間のうちに誕生し、神人の交わりがなされるといふ。⁽¹⁷⁾

タウラーは言う。「自分の召命(命)において働かない精神的人達(祭司)よりも、彼ら(農夫)の方が、その召命に、より従ったものといふべきである」と。⁽¹⁸⁾

すなわちドイツ神秘主義者は、神の選び、神の召命は、外的制度的職業如何によって決して異なるものではない。従って世俗的職業の中にある者にも神の選び、神の召命はあることを強調しているのである。

ルターには信仰により、キリストとの交わりにより神の言と合一する「信仰神秘主義」がみられる。その点でルターはドイツ神秘主義と共通する思想をもっていることが理解される。

従ってルターは神の選び、神の召命を必ずしも聖職につくことのみでなく置かれた、備えられた、地位、場所、職業であれば神に受容されうるといふ解釈をなすにいたった。このことによつてルターが世俗的職業を積極的に是認し、活動を勧めたこ

を意味してゐた。

またルター訳の聖書、旧約外典には「召命 (vocatio) の箇所
 “Beruf”, “Ruf” と同じことばが充用されてゐる。(25)

四、第一コリント書七章以下に “vocatio” (kairos) と
 シンシラの智慧一一章 20・21 節の “*daß*” (testamentum),
 “*ergo*” (opus) “*propterea*” (locus) の訳語と同じく

同じく、ルターはウルガタ (Vulgata) の “vocatio” の箇
 所を第一コリント書七章 17 節以下にシンシラの智慧一一章 20・
 21 節の翻訳において、従来宗教的意味での召命 (vocatio) は
 “Ruf” または “Berufung” と訳されたので対して、同じくは
 “Ruf” または “Beruf” と同じことばが充用されてゐるといふ
 M・ウェーバーの指摘がある。(26)

例えば第一コリント書七章 20 節 “unusquisque in qua
 vocatione vocatus est, in ea permaneat” の箇所は “Ein
 jeglicher bleibe in dem Beruf, darinnen er berufen ist” と
 訳された。(27)

(因みて現行ルター訳聖書は “Jeder bleibe in der Beru-
 fung, in der er berufen wurde”, と訳された。(28))

vocatio は Ruf, Anruf. すなわち招き、呼ぶかけの意。動
 詞は voco すなわち呼び寄せる、呼び出す、招くの意味である。
kairos は Berufung, Ruf, Zuruf, neutestamentliche Beru-

fung zur Seligkeit” の意である。(24)

ルター自身一五一九年以降の著作には “Berufung”, “Be-
 ruf” と、Beruf と同じことばを用いて、例えば “Ruf
 “Orden”, “Stand”, をも同じような意味で解釈してゐるとい
 う指摘がある。(29)

一五二三年の聖パウロの第一コリント書 (第七章) 講解では
 ルターの考えが少し明確に表現されてゐる。彼はここであらゆる
 職業の自由についてのことばである。

とくに人間の制度 (修道誓願、異身人間の婚姻禁止などの制
 限は廃止せられるべきである。しかし隣人に対する世俗的義務
 は隣人愛として敵命されたいと指摘されてゐる。(26)

ここにおいてもその状態にとどまるという留保付で、ルター
 の考えは “Beruf” にしかるべき場所と意味を与えたとはいいが
 たい。ただし彼は最高の善なるわざは神への信仰のみ、神への
 信頼と全き服従のみという考えから世俗的職業をも “Beruf”
 と同じことばで表現したのである。従来聖職者の召命は “Be-
 rufung” その他の世俗的職業は “Werk” または “Arbeit” が充
 用されてゐる。しかしルターの場合 “Berufung” を、 “Be-
 ruf” と同じことばで再解釈しうることを示唆したものであ
 る。

次に M・ウェーバーは旧約外典の「シンシラの智慧」一一章 20
 ・21 節の独訳において、ルターが “Beruf” と同じことばを使

ったことは極めて注目すべきであり、「…今日のような全く世俗の意味で使われた最初の場合である」という指摘がある。⁽²⁷⁾

当該のルターの独訳は“*beharre in deinem Beruf*” (11, 20) “*bleibe in deinem Beruf*” (11, 21) と訳され⁽²⁸⁾、旧約聖書出版の前年、一五三三年と訳されて了る。

邦訳では「汝の契約に確く立ちて、常にこれを保ち、汝の業に確く立ちてこれに心を用い、汝の業をなしつつ老いゆくべし」(一一・20)「罪人の業に驚かず主に信頼して汝の労苦をつづけよ」(一一・21)と訳されて了る。⁽²⁶⁾

ルター以前の多くの独訳聖書はすべてこの箇所は“*erwe*”には“*Werke*” “*trübs*” には“*Arbeit*” が当てられて了る。⁽²⁹⁾ 一五五〇年以後は各版が *Beruff* を用い否定的、肯定的両様の意味でカトリックの聖書にも影響があらわれているという。

因みに NEB (The New English Bible 1970) では、この箇所は“*erwe*” には *work*, “*trübs*” には *job* が当てられている。⁽³⁰⁾

ところで、当該箇所の意味は、神の契約に基いて楽しむつゝ、励み、あなたの召命(職業)を生涯全うしなさいという意に解せるだろうか。最新の訳では契約は天職(召命)と訳されている。契約という事で想起させるのはアウグスティヌスとカルヴァンである。

五、アウグスティヌスの『修道士の労働』について

ルターにおける職業観の問題

ルターの召命(職業)観に深い関わりをもつと考えられる、アウグスティヌスの思想に触れてみたいと思う。

彼は『修道士の労働について』(De opera monachorum = the work of monks)⁽³²⁾ という論文の中で召命(職業)観というよりも彼独自の労働観ともいえるべき思想を展開している。

この論文は当時創設されたカルタゴの修道院において修道士の肉体労働の是非をめぐる意見の相異と対立が生じた時、カルタゴ教会の司教アウレリウスの要請に応じて書かれたアウグスティヌスの回答でもある。

労働肯定派は「働こうとしないものは、食べることもしてはならない」(IIテサロニケ三・10)を典拠にして修道士も当然自分の衣食のために労働すべきである、と主張する。労働否定派(長髪派)は「空の鳥を見るがよい。まくことも刈ることもせず、倉に取りいれることもしない。それなのに、あなたがたの天の父は彼らを養っていて下さる。…野の花がどうして育っているか考えて見るがよい。働きもせず、紡ぎもしない。」(マタイ六・26以下)を典拠にして、修道士は衣食のために労働せず、神の摂理に委ねること、すなわち信者の寄進を受けて生活すべきである、と主張する。⁽³³⁾

アウグスティヌスの回答要旨は次のようである。

消極的理由として、彼は使徒パウロと福音書の教えは矛盾しない。すなわち衣食のための労働は純粋な信仰生活を妨げない。

生活の糧をもつということはいエヌの場合でも許されていた(マハネ二・6、ルカ八・1—3)等を挙げ、孤独と禁欲と瞑想を基調とする修道士の生活と労働の調和を強調し勧めてい(34)る。

積極的理由として、彼は労働を勧める。むしろ肉体労働を喜ぶべきである、と。その結果大きな精神的報酬がもたらされる(chap. 3. (4) p. 335)という。パウロもイエヌの言葉(使徒行伝二〇・35)を引用し、使徒は信者から衣食受給権は有するが「自らの手で働く」ことをしばしば勧めた。それはとくに積極的意味をもっている。すなわち労働は悪人を善きものにする(「エペソ四・28、コリ四・12等」⁽³⁵⁾)ということである。

パウロがこのように使徒として報酬を辞して肉体労働した理由は何か。

パウロにとって、キリスト者の最高規範は、神の栄光のため、誰にも贖きを与えず、如何に救われるかということであった。

パウロはいエヌのことばに導かれて、神の栄光のため(「コリント一〇・31」)、誰にも贖きを与えないと(「テサロニケ二・9」)、人々に無報酬で福音を宣教し、救いに導くため、日夜奴隷の如く働いた(「コリント九・18、19」という)。

そこでアウグスティヌスは、「静かに働いて自分で得たパンを食べるように主イエスキリストによって命じ、また勧める」(「テサロニケ三・12」というパウロのことばを引用し、一般

の信者は勿論のこと、「修道士も誠実に人々の用に役立つ事柄を働くべきである」(chap. 13. (3), p. 333 ff)、「使徒は善きわざを行なったということを知るだけで十分である」(ibid.)⁽³⁶⁾と言い、労働を勧めている。

それではいかなるわざ(職業)を行なうのか。因みにパウロが「天幕製造を彼の手仕事とし、人々にはそれぞれのわざに行なさい」(「コリント七・20、21」ということばを典拠にして、アウグスティヌスは修道士は大工、建築、皮革、農業などのわざを行なってもよい(chap. 13. (4), p. 334)と勧めたのである。それではいかなる時にいかなるわざを行なったらよいのか。

修道士は祈りに、研究に、讃歌に、説教に極めて多忙であるが、長く祈ることのみ考えてはいけない。働きつつ神を讃美し働きつつ説教すべきである、とアウグスティヌスは勧める。

彼のこの思想は、新約外典の『十二使徒の教訓』(Teaching of the Twelve Apostles)の「…その者があなた方の間で定住することを欲し、かつその人に職業があれば自らの食のため働かせなさい…」に符合し、旧約外典の『マンシラの智慧』(The Wisdom of Ben Sirach, Ecclesiasticus) (三二・34)「…彼らはこの世の創造(の秩序)を維持する者であり」といったことばに類似しているという指摘がある。⁽³⁹⁾

アウグスティヌスが労働を否定する修道士(聖職者)に対し、労働を称揚し、勧めていることは注目すべきことである。パウ

ロも「労働嫌悪は盗みである」(Ⅱテサロニケ三・10)とすら考えている。アウグスティヌスのキリスト教的アガペーを新プラトンのエロースと結合させた独自の愛(カリタス)の概念から展開された労働観が、ドイツ神秘主義に、ルターに、カルヴァンに影響を与えたであろうことは想像に難くない。

アウグスティヌスは聖職者の生き方を鋭く考察し、労働を勧めたのである。にもかかわらず思想的には時代的制約等によってカトリシズムの線上にあるということも見逃してはならないだろう。

六、結語

最後にルターの召命(職業)観についてまとめてみたいと思う。

ルターは“vocation”概念を、聖書を根拠としてカトリシズム的職分(職業)観とドイツ神秘主義の影響のもとで召命的、職分的、信仰的(福音的)職業観と名づけ得るような思想を導き出している。

ルターの思想の特徴は神の召命(選び)は聖職者(特殊召命)のみならず、一般のキリスト者、すなわち世俗的職業に携わる者にも与えられると確信し、解釈したことである。つまり従来聖職者のみに妥当した“Berufung”概念は、ルターの場合「信仰のみ」という独自の解釈によって“Beruf”概念の中に

ルターにおける職業観の問題

埋込み、内在化させたことを意味している。

とはいっても、彼が聖職を卑しめ、世俗的職業を是認し、その活動を勧めたことを意味しない。というのは彼が聖職者の教会の職務を一般のキリスト者の普遍祭司性の上に置いていることからも理解しうる。⁽⁴⁰⁾

この意味でルターの“vocation”概念にはカトリシズム的職分観が残存しており、神の召命はその場所、その地位(状態)その身分の中にあるという考えがみられる。

詳しくはカトリシズムのところでも触れたのでここでは省略したいと思う。

ところで、ルターの召命(職業)観を修正する形で現われたカルヴァンの職業観の特質に簡単に触れてみたいと思う。

カルヴァンの職業観は神観に由来し、神への深き信頼と服従に基いている。神の人間に対する働きは恩寵(予定)と選びである。恩寵は特殊(第二)恩寵と一般(第一)恩寵とに分けられる。特殊恩寵による聖職を特殊召命(Ⅱ24・8、Ⅲ24・1)⁽⁴¹⁾といい、一般恩寵による職業を普遍的(外的)召命という。従ってカルヴァンの職業観は二段階に分けられていることを示す。後者は一般恩寵に基いてすべての職業を是認する。この意味でカルヴァンはルターの“vocation”⁽⁴²⁾概念の解釈に示された世俗的職業の是認を継承したといえる。

けれどもカルヴァンの特徴は特殊恩寵に基いてとくに神に選

ばれし者、すなわち神の意志に応答した者に特殊召命を与えるものと考えたところにある。選びと召命とは互に関係が深く招かれた者が必ずしも選ばれた者とはいえない(マタイ二一・14)といったことと相即するものがある。⁽⁴³⁾

それではルターとカルヴァンの決定的相異はどこにあるのか。ルターは「信仰のみ」から神への信仰と服従において応答されるということを主張するが、カルヴァンも神への深き信頼と服従に基づくこと、とくに愛の働きとして憐み顧み給う恩寵をその根底とする予定を強調する。

ルターの場合「善き人間が善きわざをつくる」という主張から信仰からわざへとという図式を描き、信仰が強調されるが、カルヴァンの場合「神への服従こそ真の自由」(servire Deo, vera libertas)という主張から、わざから信仰への図式を描き、行為が強調されることにあるように思われる。実際にこの世、人間を動かし、方向づけるのは神の絶対的意志と神の決断のみである。人間の取るべき態度はひたすら神の意志に服従することによってのみ真の自由に通じうる⁽⁴⁴⁾、と。

またカルヴァンは富の所有についても、ある限度内では認した。従って富のために禁欲的に労働する積極的態度がでてくる。カルヴァンの神の選びに対しては、人間からの応答のみという強調から、ルターには存在しない、応答の確認ということが生じる。

ルターの場合、*vocatio* と概念に形を与え、魂を吹込み、一般的使用にもたらす方向づけを与えたといえるかもしれないが、もっと明確な像をうるためには、*Berufung* と *Beruf*、*vocatio* と *imitatio*、といった各論的研究もその解決の糸口になり得るだろう。

(この原稿は沢崎堅造先生の『キリスト教経済思想史研究』に多くの示唆を受け、第四十二回日本宗教学会(一九八三年)で「ルターの『Beruf』に関する一考察」として研究発表したものを今回大幅に加筆を施してまとめたものであります。)

註

- (1) E. Thier, *Beruf*, S. 406f in: *Evangelisches Kirchenlexikon* Göttingen 1956, 1961.
- (2) Max Weber, 3. *Lutherkonzeption. Aufgabe der Untersuchung. Die protestantische Ethik und der Geist des Kapitalismus*, in: *Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie*, I, S. 63. (以下 M. Weber と略記) (フックスウエーバー、梶山力、大塚久雄訳『プロテスタントイズムの倫理と資本主義の精神』岩波文庫、一九七〇年、参照)。
- (3) 沢崎堅造、四四頁(「ルター研究」『キリスト教経済思想史研究』未来社、一九六五年(以下沢崎と略記))。
- (4) *ibid.*

- (5) *ibid.*
- (6) F. Lau, *Beruf*. S. 1076. in: R.G.G. 3. Auflage. Tübingen 1957 (以下 F. Lau ヲ略記)。
- (7) *ibid.*
- (8) 沢崎四六頁。
- (9) *ibid.*
- (10) 沢崎四六頁以下、五三頁以下。
- (11) M. Weber. G.A.R. S. 64a.
- (12) 沢崎四四頁。
- (13) *ibid.*
- (14) 沢崎四六頁以下。
- (15) 金子晴男一二四頁以下、一二八頁以下『キリスト教思想史入門』日本基督教団出版局、一九八三年(以下金子ヲ略記)。
- (16) Karl Holl. S. 205. 9. Die Geschichte des Wortes *Beruf*.
- III. Der Westen, in: *Gesammelte Aufsätze zur Kirchengeschichte* (以下 K. Holl ヲ略記) 沢崎四六頁以下。
- (17) 金子一二八頁以下。
- (18) M. Weber, G.A.R. S. 66a. 沢崎四六頁。
- (19) M. Weber, G.A.R. S. 67a. 沢崎四八頁。
- (20) M. Weber, G.A.R. *ibid.* 沢崎四八頁、五二頁。
- (21) *Biblia Sacra*, Vulgata Stuttgart. 1969, 1975. Die Bibel, M. Luthers, Stuttgart 1921, 1935.

- (22) Die Bibel mit Apokryphen, Nach der Übersetzung Martin Luthers, Stuttgart, 1975/4.
- (23) H. Menge *vocatio*, *voco*. 1. Teil Lateinisch-Deutsch, in: Menge-Güthling, Langenscheidt (Berlin. München Zürich) 16, Ausg. 1967.
- (24) H. Menge, *κλήσις* 1 Teil, Griechisch-Deutsch, in: Menge-Güthling, Langenscheidt (Berlin, München, Zürich) 19. Ausg, 1965.
- (25) K. Holl. S. 218. 沢崎四八頁以下。
- (26) M. Weber, G.A.R. S. 75a, 3. Martin Luthers 12 Bd. Das siebente Kapitel S. pauli zu den Corinthern ausgelegt. 1523.
- (27) M. Weber, G.A.R. S. 65a. 沢崎五三頁。
- (28) Die Bibel (Apoklyphen). Stuttgart. 1935.
- (29) 聖公会版(本國集光訳)「ヨハンの智慧」『聖書外典叢典』と旧約外典「教文館」一九七七年)とが「自分の天職を貫き」これにそしむ労働のついでを述べた(一一・20)「罪人の仕事を見て訝るな、主を信頼して自分の職務を徹せよ」(一一・21)と説かれています(29)。
- (30) *Septuaginta*, Stuttgart. 1985, 1971.
- (31) The New English Bible. The Apocrypha. 1970.
- (32) De opera monachorum=the work of monks. in:

Saint Augustine (Volume 14) Treatis on various subjects.
Translated by sister Mary Sarah Muldowney R.S.M. Ph.

D. 沢崎二三一頁 (Wアウグスティヌス研究)。

(33) *ibid.* 二三二頁以下。

(34) *ibid.* 「アウグスティヌス(人類の知的遺産)二九四頁以下、

宮谷宣史、講談社、一九八一年。

(35) *ibid.* 二三三頁以下。

(36) *ibid.* 二三四頁以下。

(37) *ibid.* 二三五頁。

(38) *ibid.*

(39) *ibid.* 二三九頁以下。

(40) WA. 6. 566 (1520) *De captivitate Babylonica ecclesiae
preludium.* (L. Pinoma. 二六六頁『ルター神学概論』(石
居正巳訳) 聖文社、一九六八年)。

(41) J. Calvin *Institutio Christianae Religionis*, III 24, 8

III 24, 1. (『キリスト教綱要』III / 2 二五〇頁、二三九頁、渡

辺信夫訳、新教出版社、一九七一年)。

(42) 沢崎一五二頁 (Iカルヴァン研究)。

(43) *ibid.*

(44) 宗教改革と近代社会、四訂版、七一頁以下(三)、ジョン・
カルヴィン(大塚久雄、みすず書房、一九四八年)。